

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項(検討中のもの)

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番号 101】 1. 市税収入及び国民健康保険税に係る未収債権について	① 口頭での分納誓約の方法について	指摘	<p>【現状・問題点】 分納誓約は文書により行うことが基本であるが、実際には、口頭での分納誓約が事実上行われている。口頭での分納誓約案件のうち、実際には納付されないまま、滞納者が亡くなるなどのケースがあった。</p> <p>【結果】 口頭での分納誓約には、分納計画の不履行の危険性が極めて高いため、文書での誓約を可能な限り実施することが肝要である。したがって、分納誓約は口頭ではなく、正式な文書で行うべきことについて実務上も留意されたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い対応を決定します。	検討中	収納課	財政部	49
	⑤ 延滞金の調定について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号)。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている(柏市財務規則第33条第1項)。 納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、市税及び国民健康保険税の延滞債権の本科等が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は、柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 市税及び国民健康保険税の滞納債権に係る確定延滞金については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づき、本税が完納した時点で「原因が発生したとき」と判断し、その時点で調定を行われない。 確定延滞金の調定期に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定期の正当性を検討し、延滞金の調定期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定延滞金の調定の遡及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものと考えられる。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い対応を決定します。	検討中	収納課	財政部	52
【債権番号:102】 2. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権について	① 口頭での分納誓約の方法について	指摘	<p>【現状・問題点】 分納誓約による時効の中断は、滞納債権が2年間の経過により債権として消滅するのを防ぐ努力の成果であると評価することができる。その一方で、分納誓約に際しては文書により滞納者から申請を受け、決定することが適切な債権の確保のためには必要である。</p> <p>【結果】 口頭での分納誓約には、分納計画の不履行の危険性が極めて高いため、文書での誓約を可能な限り実施することが肝要である。したがって、分納誓約は口頭ではなく、正式な文書で行うべきことについて実務上留意されたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	保険年金課	市民生活部	62
	⑥ 国民健康保険料等に係る延滞金の調定行為について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号)。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている(柏市財務規則第33条第1項)。 納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、国民健康保険料等の延滞債権の本科等が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は、柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 国民健康保険料等の滞納債権に係る確定延滞金については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づき、その算定の基礎となる本科等が完納した時点で「原因が発生したとき」と判断し、その時点で調定を行われない。 確定延滞金の調定期に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定期の正当性を検討し、延滞金の調定期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定延滞金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものと考えられる。 なお、国民検討保険料においては、その納期が年間10回と細分化されているうえ、分納を行っている滞納者が多数存在することにより、事前の調定や通知を行うことが現状では難しい面もあるものと考えられる。したがって、法律による行政の原則上は関連法令等を遵守する義務があるが、行政の実態に即した規則等の合理的な見直しについても検討する必要があるものと考えられる。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	保険年金課	市民生活部	67

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項(検討中のもの)

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番 号:103】 3. 介護保 険第1号被 保険者保 険料(普通 徴収)に係 る未収債 権につい て	⑨ 介護保険料に係る 延滞金の調定行為に ついて	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号)。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている(柏市財務規則第33条第1項)。 したがって、納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)の延滞債権の本料が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)の滞納債権が納付された場合の確定延滞金については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われない。 確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定のルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定延滞金の調定の適及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	高齢者支援課 (監査実施時: 介護保険課)	保健福 祉部	85
【債権番 号:104】 4. 保育料 に係る未 収債権に ついて	③ 延滞金の調定行為 について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号)。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている(柏市財務規則第33条第1項)。 納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、本料が納付された後には、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定行為の原則に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 保育料の滞納債権が納付された場合の延滞金(以下「確定延滞金」という。)については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われない。 確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定のルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定延滞金の調定の適及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	保育運営課	こども部	95
【債権番 号:201】 1. 生活保 護費返還 金債権に 係る未収 債権につ いて	② 履行延 期の特約 等につ いて	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定(地方自治法施行令第171条の6第1項)が適用される。 生活保護費返還金債権においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動(モニタリング)が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。 実務上、履行延期の特約等の意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。 なお、生活保護制度の目的から、生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、より慎重な対応をされたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	生活支援課	保健福 祉部	111
【債権番 号:203】 3. 過年度 戻入債権 に係る未 収債権に ついて	② 履行延期の特約等 について	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定(地方自治法施行令第171条の6第1項)が適用される。 過年度戻入債権においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動(モニタリング)が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。 実務上、履行延期の特約等の意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に、事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。 なお、生活保護制度の目的から、生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、より慎重な対応をされたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	生活支援課	保健福 祉部	127

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項(検討中のもの)

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
[債権番 号:204] 4. こども ルーム保 育料に係 る未収債 権につい て	② 滞納整理台帳への 記録について	指摘	<p>【現状・問題点】 こどもルーム保育料について、監査手続実施時点における滞納債権156件中、滞納整理台帳が作成されていたのは101件で、その他については滞納整理台帳が作成されていない。 学童保育課では、文書で督促状、催告書を送付した時点で滞納整理台帳にその旨を記録しておらず、その理由として、文書送付件数が非常に多く、それを全て台帳に手入力するのは実務上非効率であることを挙げている。 しかし、柏市財務規則第43条第3項により、督促状送付の事実を適時に記録しておく必要がある。また、催告についても条例・規則等に特段の規定はないものの、適切な債権管理や法的手続実施の効率性等の観点からは、催告年月日、催告方法、内容を台帳に適時に記録しておく必要がある。督促状の発送及び催告状の発送を行っただけの状態である場合には滞納整理台帳への記録を行わなくてもよいとする明文の規定は存在しない。</p> <p>【結果】 滞納管理システム上で督促状、催告書の出力履歴データを台帳記録と連携させるようなシステム対応について検討されたい。それが難しい場合には、少なくとも年度末で一定期間(例えば3か月)滞納している債務者については滞納整理台帳を必ず作成するといった対応を図られたい。 それでも、実務上の対応が困難な事情があれば、規則等の変更により、現行の実務を容認する明文の規定を設けられたい。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	学童保育課	こども部	136
[債権番 号:205] 5. 児童扶 養手当返 還金に係 る未収債 権につい て	⑤ 延滞金の算定及び 請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 こどもルーム保育料の滞納債権に係る延滞金については、請求したことがない。現在、非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために現在債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続の中で、延滞金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生しているため、こどもルーム保育料の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものと考ええる。</p> <p>【結果】 こどもルーム保育料の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。 なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 また、確定延滞金の調定の適宜については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものと考ええる。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	学童保育課	こども部	139
[債権番 号:205] 5. 児童扶 養手当返 還金に係 る未収債 権につい て	⑥ 延滞金の算定及び 請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 児童扶養手当返還金の滞納債権に係る延滞金については、請求したことがない。現在、非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために現在債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続の中で、延滞金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生しているため、児童扶養手当返還金の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものと考ええる。</p> <p>【結果】 児童扶養手当返還金の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。 なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 また、確定延滞金の調定の適宜については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものと考ええる。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。</p>	検討中	こども福祉課	こども部	150

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項（検討中のもの）

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番 号：206】 6. 児童手 当返還金 及びこども 手当返還 金に係る 未収債権 について	② 催告手続について	指摘	<p>【現状・問題点】 DV被害者避難に伴い児童手当を遡って職権消滅した場合に生じた児童手当返還金については、所管課における判断のもと、DV加害者を刺激しないようという理由でほぼ一律的に催告手続を見送っている。そして、時効期間の経過を待って不納欠損処分を行っている。しかし、通常の債務者に対しては催告手続を実施するのに対し、DV加害者に対しては催告手続を断念し返還金の未納を事実上容認するような取扱いが公平性の点から不当であると言わざるを得ない。</p> <p>【結果】 債務者がDV加害者である場合に代表されるように、通常の催告手続の実施が難しい案件についても、最初から債権回収手続を事実上断念するのではなく、可能な限り回収の努力を行う必要がある。そこで、DV案件については、事情を把握した早期の段階で債権管理の専門部署である債権管理室と連携して対応されたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	こども福祉課	こども部	159
	③ 延滞金の算定及び請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 児童手当返還金及びこども手当返還金の滞納債権に係る延滞金については、請求したことがない。現在、非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために現在債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続の中で、延滞金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生しているため、児童手当返還金及びこども手当返還金の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものと考えられる。</p> <p>【結果】 児童手当返還金及びこども手当返還金の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。 なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 また、確定延滞金の調定の遡及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするこもやむを得ないものと考えられる。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	こども福祉課	こども部	160
	⑤ 徴収停止処分について	指摘	<p>【現状・問題点】 児童手当返還金及びこども手当返還金については、債務者が行方不明等により連絡が取れないことから催告手続が進んでおらず、回収可能性が相当低いと考えられる。また、DV被害者避難に伴い児童手当を遡って職権消滅した場合に生じた児童手当返還金については、DV加害者を刺激しないように催告手続を控えており、回収可能性が相当低いと考えられる。これら回収可能性が相当低い債権が少なからず存在する一方で、過去に徴収停止処分を行った実績はないとのことであった。 しかし、徴収停止処分を経ないで債権回収手続を棚上げすることは本来認められず、正当な理由があって債権回収手続を実施していないのであれば、正式に市長の決裁を経て徴収停止処分を行う必要がある。（地方自治法第171条の5）</p> <p>【結果】 債権回収に向けた措置を講じることが困難であると認められる正当な理由がある場合には、地方自治法の規定に従い、市長の決裁を経て徴収停止処分を行われたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	こども福祉課	こども部	162

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項(検討中のもの)

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番号:207】 7. 一般廃棄物(し尿)処理手数料に係る未収債権について	① 一般廃棄物(し尿)収集の一時停止の明文規定について	指摘	【現状・問題点】 環境サービス課は「柏市し尿手数料長期滞納整理事務要領」(以下「要領」という。)を制定し、この要領において、滞納債権の全額を指定する期日までに納付しないときは収集を停止すると定められており、実際にし尿収集の一時停止も実施されている。 このし尿収集の一時停止は、し尿収集を依頼する市民に対して、不利益を与えるものであると考えられる。しかし、し尿収集の一時停止については条例や規則などの法令に定めはなく、またし尿の収集を依頼する申請書等において、し尿収集の一時停止に係る記載はない。 【結果】 一般廃棄物(し尿)処理手数料を滞納した者に対して、し尿収集の一時停止を行う根拠として、市の内部規程である要領に規定するものではなく、柏市廃棄物処理清掃条例又は柏市廃棄物処理清掃条例施行規則に明記することが必要であると考えられるため、同条例又は同施行規則に必要な規定を追加整備されたい。	し尿処理手数料の長期滞納者に対してし尿収集の一時停止を行うことが、当該利用者への不利益を与えるものと考えられるかどうか、また、滞納状況に応じてし尿収集の一時停止を行う場合があることを条例、規則へ記載する必要があるかについて、行政課と協議を行っています。 経過措置として申請者に対しては申請時に配付する文書及び口頭により、滞納状況によっては収集の一時停止を行う場合がある旨を説明することとし、文書の文言について、検討しています。	検討中	環境サービス課	環境部	167
	② し尿収集の一時停止の実施要件の明文化について	指摘	【現状・問題点】 一般廃棄物(し尿)処理手数料の滞納整理事務の要領において、し尿収集の一時停止を行う条件として、長期滞納者のうち滞納債権の全額を指定する期日までに納付しないときは収集を停止する旨の通知を行い、実際に納期限までに滞納債権全額の支払いがない場合に収集を停止することができる。と定めている。(要領第4項及び第5項) しかし、要領には、滞納債権の全額を納付すべき「指定の期日」の記載がない。運用上では、前年度に納期が設定されている第4期(12月から2月分のし尿収集処理分)のし尿手数料の滞納債権(3月末日の納期限)について、当年度末までに納付されない場合、し尿収集の一時停止を決定する慣行となっている。 【結果】 し尿の一時停止を行うための要件が運用で行なわれている現状では、法令に基づく行政としての基礎が欠けているため、現在の運用を踏まえ、し尿収集の一時停止の要件を同条例又は同施行規則の法令体系の中で適切に明文化されたい。 なお、し尿の一時停止の要件としては、し尿収集の一時停止の通知の発送時期、一時停止の判断基準、し尿収入の一時停止の開始時期等である。	し尿処理手数料の長期滞納者に対して、その滞納状況に応じてし尿収集の一時停止を行う場合があることを条例、規則へ記載する必要があるかについて、行政課と協議を行っています。 経過措置として、督促状発送時に併せてし尿収集の一時停止の要件について記載した文書を同封し、対象者へ通知することとします。また、申請者に対して申請時に配布する文書に、し尿収集の一時停止の要件を記載し、この旨を通知します。文書の文言について、検討中です。 なお、し尿収集の一時停止の要件について要領へ追記を予定しています。各要件について、他市事例及び市内各種手数料の状況を照会し、検討しています。	検討中	環境サービス課	環境部	168
	③ し尿収集の一時停止の実施時期の見直し規定について	指摘	【現状・問題点】 現在、し尿処理手数料の納付方法については、1年間を4期に区分し3か月分を一括して後納する方法が採用されている。 平成28年度以前は前年度の滞納分に対して、当年度末をし尿収集の一時停止の実施時期としていたことにより、滞納があった場合でも1年近くの間、し尿が収集された後、年度末にし尿収集の一時停止がなされていた。これに対して、平成29年度からは、し尿収集の一時停止の実施時期を年度末から半年程度繰り上げたことで、平成29年度からは、未納付が継続した場合、し尿収集期間が6か月程度短縮されこととなった。 結果として滞納債権の解消にとって効果がある見直しとなっているが、このような期間の見直しについて、規定上の根拠がなく、又は課としての意思決定も行っていない。 【結果】 一般廃棄物(し尿)処理手数料の未納者に対して、し尿収集の一時停止を判断する時期を見直しているが、その見直しの結果については、市民に対して周知する必要があるため、市民に対する不利益処分であるし尿収集の一時停止の判断時期の繰上内容について、条例又は同施行規則の法令体系の中で適切に明文化されたい。	平成29年度においては一時停止の実施時期を繰り上げ、滞納整理に一定の効果を果たしたところですが、指摘のとおり、要領の改正が伴っていません。 今後は監査人の「④ し尿収集の一時停止の判断時期の合理性について」(H29年度柏市包括外部監査の結果報告書P169)の意見を踏まえ、毎に一定期間の経過時点で一時停止の実施を判断する方式への変更を検討します。 変更するまでの間、経過措置として期間の見直しについて課の決裁を受けた上で実施します。	検討中	環境サービス課	環境部	169
【債権番号:208】 8. 屋外広告物許可申請手数料に係る未収債権について	① 未収債権の管理状況について	指摘	【現状・問題点】 未収債権となっている屋外広告物許可申請手数料は、K社がその場で手数料を納付せず、その後も納入通知書による期限内の納付はなかった。 その後、破産手続開始に向けた負債状況の確認通知があり、破産手続開始後、異時破産廃止となっている。 現在の当該未収債権は、平成26年10月15日に破産手続きの廃止の決定を起算日として、公債権の消滅時効5年経過後に不納欠損処分の手続をとることを前提に、平成25年度から決算書上翌年度に繰り越される処理を続けている。 この未収債権の取扱いとして、正式な意思決定がなされていない点及び消滅時効の期間を5年間と考えていた点が問題であり、未収債権の取扱いについて次の点を検討する必要があると考えられる。 i 破産手続廃止の決定があった場合に該当することから、10年後の消滅時効完成により債権が消滅するのを待つ方法。 ii 地方自治法第96条第10号により議会で議決することで当該債権を放棄する方法。 iii 地方自治法施行令第171条の5第1号の徴収停止を採り、iと同様、10年後の消滅時効完成により債権が消滅するのを待つ方法。 i及びiiiであれば、具体的な方針の意思決定を行う必要があるが、長年にわたり未収債権が決算書上表示されたままであり、会計の実態を表さないものと考えられる。 なお、法人格消滅の有無については、法人は破産手続開始の決定により解散した場合、破産手続による清算が行われることが予定されている一方で、破産手続が進行しないまま終了した場合には、別途、清算手続が必要であり、清算手続の結了によって法人格は消滅する。したがって、異時廃止の決定を受けた場合、清算の目的の範囲内でその法人格は存続することから、別途清算手続を採らなければ法人格は消滅しない。本件は、K社の異時廃止の決定後に清算手続が採られたことを確認できなかったため、法人格が存在すると判断することになる。 【結果】 10年後の消滅時効まで何もしない選択肢はないものと考えられる。会計実態を適正に反映することが重要であると判断し、iiの方法に基づき、当該債権の放棄及び不納欠損処分を行われたい。	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	道路総務課	土木部	176

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項(検討中のもの)

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番 号:209】 9. 一般被 保険者返 納金及び 退職被保 険者返納 金に係る 未収債権 について	② 督促状発送事務の 適時性について	指摘	<p>【現状・問題点】 督促の実施については、財務規則による債権の発生を認識し債務者に納付通知を送付した時の納付通知書に記載された納期限から起算して、30日以内に督促状を発行して送付することとなっている。一方、実際には、3か月から4か月の期間を置いて督促状を送付している事例も見られる。この督促状の発送時期の大幅な遅延は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情を除き、財務規則の規定に準拠して督促状の交付を適時適切に実施する必要がある。</p> <p>【結果】 一般被保険者返納金の債権の発生を適時に認識し、調定処理を行って、納入通知書を債務者に送った後、その納入通知書に記載された納期限までに当該返納金の納付がない場合、財務規則に定められた期限以内で督促状を交付する実務を徹底されたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	保険年金課	市民生活部	183
	④ 催告書の発送事務の 適時性について	指摘	<p>【現状・問題点】 催告書の発送時期については、規定が存在しないが、督促状に明記している納期限(発行日から起算して10日後)に納付されなかった事実を把握したときから速やかに催告を行うことが期待されているものとする。しかし、催告書の中には、督促状の発行日から起算して約2年以上経過して催告書を債務者に発行している事例があった。この催告書の発送時期の大幅な遅延は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情を除き、催告書の交付を適時適切に実施する必要がある。</p> <p>【結果】 催告書の発行時期については、合理的なルールを設定し、そのルールが守られているかどうかについても、市所管課内部で検証する仕組みを構築されたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	保険年金課	市民生活部	184
【債権番 号:301】 1. 訴訟費 用に係る 未収債権 について	① 訴訟費用に係る未収債権の管理 体制について	イ. 分割納付 の手続につ いて 指摘	<p>【現状・問題点】 柏市では、訴訟費用の確定の後に、債務者に対し書面又は電話で一括返済を求め、一括返済に応じなかった債務者のうち、分納による支払を求める債務者に対しては、事実上分納に応じている。しかし、訴訟費用は私債権であり、分納に応じる場合には、地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期の特約の手続を採る必要があるところ、柏市では同手続を採っていない。</p> <p>【結果】 訴訟費用について、債務者に分納を認める場合には、履行延期の特約の手続を採られたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	債権管理室	財政部	189
② 遅延損害金の徴収 について	指摘	<p>【現状・問題点】 確定した訴訟費用については、遅くとも債務者が訴訟費用額の確定通知書を受領した日の翌日から返済日までの間に年5%の割合による遅延損害金が発生すると考えられる。当該遅延損害金については、債務者名義としての訴訟費用額の確定通知書には含まれないものの、法的には請求可能であるところ、柏市では遅延損害金を債務者に請求していない。</p> <p>【結果】 債務者間の公平の見地からは、債務者ごとに遅延損害金を計算した上で、発生した遅延損害金を請求されたい。 なお、確定遅延損害金の調定の遅延については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものとする。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	債権管理室	財政部	190	
【債権番 号:302】 2. 強制執 行費用に 係る未収 債権につ いて	② 遅延損害金の徴収 について	指摘	<p>【現状・問題点】 建物明渡の強制執行費用については、遅くとも債務者が強制執行費用額確定通知書を受領した日の翌日から返済日までの間に年5パーセントの割合による遅延損害金が発生すると考えられる。当該遅延損害金については、債務者名義としての強制執行費用額確定通知書には含まれないものの、法的には請求可能であるところ、柏市では遅延損害金を債務者に請求していない。</p> <p>【結果】 債務者間の公平の見地からも、債務者ごとに遅延損害金を計算した上で、発生した遅延損害金を請求されたい。 なお、確定遅延損害金の調定の遅延については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものとする。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	債権管理室	財政部	196
【債権番 号:303】 3. 生活一 時資金貸 付金に係 る未収債 権につ いて	① 不納欠損処理につ いて	指摘	<p>【現状・問題点】 平成28年度における柏市生活一時貸付金についてその管理状況を調査したところ、債務者の時効の援用の意思の有無が確認できないとして、債権管理を継続しているものがある。 回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化等を妨げる一因となることから、特段の合理的な事情がある場合を除き、債権放棄手続を適時適切に実施する必要がある。</p> <p>【結果】 債務者の時効の援用の意思の有無を確認することができない債権については、柏市債権管理条例第8条第1項第1号「当該市の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないとき」に該当するものとして債権の放棄を行い、速やかに不納欠損処理を実施する事務を執行されたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	生活支援課	保健福祉部	200

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項(検討中のもの)

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
[債権番号:304] 4. 過誤払返還金に係る未収債権について	② 督促の未実施について	指摘	<p>【現状・問題点】 平成28年度における過誤払返還金に係る未収債権の管理状況を調査したところ、平成28年度においては督促が行われていない。その後、平成29年6月19日付けで督促を行った結果、過誤払返還金に係る未収債権のうち、滞納年齢が0～1年以内の4件(209,000円)は、全て督促後1か月以内に戻入された。したがって、適切に督促を実施していた場合、これらの未収債権は、より早い時期に戻入されていた可能性が高いと考える。 督促には、債権の消滅時効に対する時効中断の効力が認められることから、資産の保全の目的からも重要な視点であり、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、確実に督促する必要がある。</p> <p>【結果】 督促は、強制執行の前提条件であり、また、時効中断の効力を有する(地方自治法第236条第4項)ことから、債務者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合には、督促する事務を徹底されたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	障害福祉課	保健福祉部	207
	③ 催告の未実施について	指摘	<p>【現状・問題点】 平成28年度における過誤払返還金に係る未収債権の管理状況を調査したところ、平成28年度においては催告が行われていない。 催告には、債務者の納付意識を高め、滞納状況が異常であることを知らしめる効果があり、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、確実に催告する必要がある。</p> <p>【結果】 督促を実施し、期限までに納付がされない場合には、随時、催告する事務を徹底されたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	障害福祉課	保健福祉部	208
	⑥ 履行延期の特約等について	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定(地方自治法施行令第171条の6第1項)が適用される。 過誤払返還金においては、返納額が確定した後、債務者(又は家族)から分割納付したいとの申し出があった場合、障害福祉課長が決裁し、債務者に分割納付を認めている。つまり、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動(モニタリング)が十分に機能していないものと考えられる。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	障害福祉課	保健福祉部	210

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項（検討中のもの）

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	改善の状況 意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
	② 履行延期の特約等 について	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。本事業の過誤払返還金においては、返還額が確定し、返還期限を平成27年3月31日とした納入通知書等を発送した後、債務者から分割納付したいとの申し出があり、同年3月9日に分納誓約書が提出されたため、障害者相談支援室長が決裁し、債務者に分割納付を認めている。つまり、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。</p> <p>しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	障害者相談支援室	保健福祉部	221
【債権番号:306】 6. 過誤払返還金に係る未収債権について	③ 遅延損害金の算定及び請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 過誤払返還金の滞納債権に係る遅延損害金については、請求したことがない。現在、私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続きの中で、遅延損害金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。</p> <p>私債権の滞納に際しては民法上、年5%の遅延損害金が発生しているため、過誤払返還金の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。</p> <p>遅延損害金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p>【結果】 過誤払返還金の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。</p> <p>また、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス事業者は、障害者が可能な限り身近な場所で日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスを受けるためのサービス提供事業を担っており、国や市で定められた報酬により事業運営をしている。このため、遅延損害金の請求に際しては、障害福祉サービスの利用状況及び利用実績並びに滞納者の財政状況を確認する等、遅延損害金を課すことで利用者が本来受けられる障害福祉サービスが受けられない等の不利益が生ずることがないように、十分に精査した上で適切な対応をされたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	障害者相談支援室	保健福祉部	224
【債権番号:307】 7. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について	① 履行延期の特約等 について	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。市営住宅等使用料においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。</p> <p>しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	住宅政策課	都市部	228
	② 遅延損害金の算定及び請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 市営住宅等使用料の滞納債権に係る遅延損害金については、請求したことがない。担当課では、他の私債権に係る遅延損害金を算定・請求していないことを認識していることから、市営住宅等使用料の遅延損害金だけ算定・請求することは整合性に欠けると考えている。現在、私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、その検討結果を待って対応することとなっているようである。</p> <p>私債権の滞納に際しては民法上、年5%の遅延損害金が発生しているため、市営住宅等使用料の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。</p> <p>遅延損害金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p>【結果】 市営住宅等使用料の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。</p> <p>なお、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底の動きに留意されたい。</p> <p>また、確定遅延損害金の調定の適否については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものとする。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い対応を決定します。	検討中	住宅政策課	都市部	229

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項(検討中のもの)

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
[債権番号:307] 7. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について	③ 債権放棄に伴う不納欠損処分の会計処理について	指摘	<p>【現状・問題点】 平成26年度からの市営住宅等使用料の年度推移をみると、債権放棄の議案議決後、速やかに不納欠損処分が行われていないものがあった。その結果、平成26年度に議会で行なわれた債権放棄により消滅した債権が、平成26年度の決算書では収入未済額の欄に集計され表示されており、債権の実在性の面で実態を忠実に反映した決算書となっていたにもかかわらず疑問が残る。決算報告の信頼性を損ないかねない会計処理の遅れであると考えられる。</p> <p>【結果】 柏市債権管理条例及び同施行規則の施行(平成28年4月1日)以後は、同条例等に基づき、市長決裁により債権を放棄して、議会には報告することとなっている。しかし、同条例等の施行前と同様、議会の議決により債権を放棄する場合には、その債権が消滅した日の属する年度において、財務規則に基づき、不納欠損処理を行い、決算書等の財務報告上でも、債権の消滅の事実を忠実に反映した会計処理を行われたい。また、今後、債権管理条例等に基づく債権放棄が市長決定のもと実施される事例が増えるものと考えられるが、債権放棄の意思決定と不納欠損処分の会計処理との効果の期間帰属について、法的及び会計的な整合性を得られるよう留意されたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	住宅政策課	都市部	230
	④ 不納欠損処分に伴う遅延損害金の処理について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市債権管理条例の規定では、「市の債権を放棄するときは、当該市の債権につき既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金についても放棄するものとする。」(同条例第8条第2項)としている。しかし、市営住宅等使用料の未収債権の放棄及び不納欠損処分の際には、履行の遅延に伴い発生している遅延損害金については一切の会計処理を行っていない。</p> <p>【結果】 市の債権を放棄する際には当該債権につき既に発生した遅延損害金についても、速やかに算定し、調定を行い、かつ、本料の債権放棄及び不納欠損処分と同時にそれに伴う遅延損害金を放棄するとともに、会計上、不納欠損処分を行う必要があるものとする。公債権の場合と異なり、柏市債権管理条例第8条第2項に明文の規定がある以上、少なくとも当該条例施行以降の該当案件を対象として、遅延損害金の算定が可能な仕組みを構築することに努力されたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	住宅政策課	都市部	232
	⑧ 過年度滞納の徴収停止について	指摘	<p>【現状・問題点】 約15年間放置状態であった滞納債権を所管課は発見し、平成28年12月現地調査をして、滞納者の現住所が不明であり、差押財産もないものと判断し、平成29年1月に徴収停止(地方自治法第171条の5第2号)しており、1年後に不納欠損処分を行うこととしている。この案件は僅少な滞納債権であるが、その存在を把握し、自発的に調査を行い、会計上も最終的に処理をすることで、不適切な取扱いをしてきた未収債権を整理する上で評価すべきものである。一方で、15年間、債権を放置してきた事実と債務者が平成14年12月に退去し、現在は所在不明であることを考慮すると、消滅時効にかかる時効期間(5年)が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないときに該当するものと判断して、平成29年1月現在において、債権放棄し不納欠損処分を行うことが適当であったものと考えられる。</p> <p>【結果】 今回の事例のように過年度に発生した滞納案件が他に存在しないかどうか、再度、所管課において精査することを要望する。また、滞納債権の発生態様及びその後の経過期間、管理状況の不備等を勘案して、債権放棄の意思決定や不納欠損の時期を徒過しないよう、適切な時期に決算情報に債権の消滅の事実等を反映させることは重要であり、未収債権発生やその管理等の事実と照らして、現実を忠実に反映する会計処理を踏まえて、適切な未収債権の放棄の手法を選択されたい。</p>	今後は、同様な案件がないかどうか精査し、債権処理の適正化を図っていきます。	検討中	住宅政策課	都市部	236
[債権番号:308] 8. 市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権について	① 市営住宅明渡遅延損害金に係る債権管理台帳について	指摘	<p>【現状・問題点】 市営住宅明渡遅延損害金の債権管理台帳には、債権管理条例第5条及び同施行規則第2条第1号から第8号に規定されている記載項目が設定されているが、実際に記載されていない項目があった。これらの項目は、債権管理で使用している従来からの表計算ソフト(エクセル)の表により、確認可能な内容もあるようであるが、債権管理台帳では、少なくとも履行期限、履行状況等が分かるよう記録を整理する必要があるものとする。特に、債権管理室へ移管した債権については、現状では、債権管理台帳の特記事項の欄に「債権管理室移管案件」と記載されているが、その後の交渉状況や回収状況が不明である。</p> <p>【結果】 住宅政策課においては、債権管理台帳の記載事項のうち、債権管理室へ移管した債権の履行期限や履行状況等を適正に把握し、適時適切に記録を残すよう徹底されたい。</p>	当該で対応している滞納案件のみならず、債権管理課へ移管した案件においても履行状況等を適切に記録できるよう進捗管理の方法について、検討します。	検討中	住宅政策課	都市部	242
	③ 不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権について	指摘	<p>【現状・問題点】 不法占拠に伴う損害賠償金の請求事務手続きと共に発生した残置物の処分費用について、債務者等に請求を行っているが、その債権について、正式な会計処理を行わずに実施しており、歳入調定及び納入通知の送付が漏れている。この案件は2件あり、平成28年6月20日付けでそれぞれの債務者に送付した「残置物処分請求書」(市長名・公印押印での請求)が存在する。この債権は債務者が行うべき残置物の撤去を市が代わりに行ったものであり、その費用が客観的に確定されるものと考えられるため、事実上、市に帰属する債権であると考えられる。</p> <p>【結果】 調定行為も実施せずに債権の請求行為を市長名で行うことは重大な財務規則違反であると考えられるため、既に送付している2件の「残置物処分請求書」(平成28年6月20日付)の債権の実在性を早急に精査し、市としての正当な債権であることが確認されたうえで、財務規則に基づく調定を行い、債務者へ納入通知書を送付する手続きを遅滞なく進められたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	住宅政策課	都市部	244

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項(検討中のもの)

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番 号:309】 9. 柏市高 等学校等 入学準備 金貸付金 に係る未 収債権に ついて	① 償還計画の見直し について	指摘	【現状・問題点】 平成28年度の滞納件数16件のうち7件については、当初の償還計画を見直した上で、新たな償還計画に基づき償還を行っている。当該7件の債務者は、学校教育課へ「柏市高等学校等入学準備金貸付金償還計画確約書」を提出し、学校教育部長の決裁を経た上で、新たな償還計画に基づき償還を開始している。 他方で、平成28年度までに償還計画の見直しを行っていない9件のうち4件においても、学校教育課からの催告に対して、債務者が分割払いの申し入れを行った場合、学校教育課において、債務者から「柏市高等学校等入学準備金貸付金償還計画確約書」の提出を受けず、また、学校教育部長の決裁も得ることなく、債務者の分割払い申し入れを了承している。 債務者からの分割払いの申し出があった場合、履行延期の特約の手續(地方自治法施行令第171条の6)を採る必要があり、上記7件のように学校教育部長の決裁を得ることが必要となる。したがって、上記4件において、学校教育部長の決裁を経ることなく、学校教育課で債務者の分割払い申し入れを了承していることについては改善する必要がある。 【結果】 地方自治法施行令第171条の6に則り、履行延期の特約の手續を採られたい。	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	学校教育課	学校教 育部	249
	⑥ 遅延損害金の徴収 について	指摘	【現状・問題点】 債務者や保証人が履行期限までに返済を行わなかった場合に、遅延損害金を請求していない。柏市高等学校等入学準備金貸付条例には、遅延損害金の定めはないものの、柏市高等学校等入学準備金貸付金は、私債権であり、民法第404条、同第415条、同第419条により約定がない場合でも、年5分の割合による遅延損害金が自動的に発生する。 【結果】 履行期限までに返済を行わなかった債務者に対して、遅延損害金を計算の上で、請求されたい。 なお、確定遅延損害金の調定及び請求の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるともやむを得ないものとする。 この見解を参考にして、所管課としての責任を踏まえた判断を行われたい。	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	学校教育課	学校教 育部	251
【債権番 号:311】 11. 市場 施設使用 料及び電 気料立替 金に係る 未収債権 について	② 市場施設使用料等 に係る遅延損害金の徴 収について(指 摘)	指摘	【現状・問題点】 公設市場がこれまで実務上前提としてきた市場施設使用料の法的性格については、私債権であると判断している。電気料立替金の法的性格についても、私債権であると判断している。私債権の場合、民法の規定により遅延損害金が発生しているため、遅延損害金の算定が可能になり、債務者に請求する必要がある。しかし、公設市場はこれまで督促状、催告書に遅延損害金の徴収に関する付記もなく、遅延損害金を徴収してこなかった。 なお、市場施設使用料の法的性格については、柏市公設総合地方卸売市場業務条例の改善措置命令等の規定から公債権である性格が強く、非強制徴収公債権であると判断することもできる。公債権と考えた場合でも、今後未収債権の時効管理等において、リスク・マネジメントに留意する必要がある。 【結果】 市場施設使用料の法的性格を私債権と踏襲するにしても、電気料立替金に係る遅延損害金と同様、民法の規定に基づき遅延損害金を算定し徴収されたい。 なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金や私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底が進められてきたようであるが、さらに債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金や私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	公設市場	経済産 業部	269
	③ 営業 許可の 取消しに ついて	イ. 原状回復 費用の負担 について	指摘	【現状・問題点】 営業許可取消しに係る原状回復については、柏市公設総合地方卸売市場業務条例において、事業者は「市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない」としている。 しかし、平成25年3月31日付けで営業許可が取り消された付属営業人Aについては、市が原状回復の処分を行っていた(平成27年8月26日決裁)。当該原状回復に要した費用は、付属営業人が負担すべき費用であるため、市場施設使用料等の他の滞納債権と合算して請求を行う必要がある。 なお、当該付属営業人に対する債権については平成28年12月21日に徴収停止が決議されていることから、当該事業者が負担すべき費用とすることを前提として、徴収停止決議の対象債権に含める必要があった。 【結果】 今後は、事業者が賃借した施設の原状回復費用について、事業者が負担せず、市が代わりに原状回復の処分を行った場合には、原状回復費用を当該事業者に請求するよう注意されたい。	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	公設市場	経済産 業部

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項(検討中のもの)

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番 号:312】 12. 滞納 繰越分返 納金に係 る未収債 権につい て	② 履行延期の特約等 について	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定(地方自治法施行令第171条の6第1項)が適用される。滞納繰越分返納金においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動(モニタリング)が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	高齢者支援課 (監査実施時: 介護保険課)	保健福 祉部	280
	③ 遅延損害金の算定 及び請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 滞納繰越分返納金の滞納債権に係る遅延損害金については、これまでに分割納付の納期限までに申し出なく納付がないことがなかったため、遅延損害金を課することがなかった。現在、私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続中の中で、現在の事実上の分納では、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないにも拘らず、分割納付の納期限までに納付がなかった場合にのみ遅延損害金が発生するという、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 私債権の滞納に際しては民法上、年5%の遅延損害金が発生しているため、滞納繰越分返納金の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 遅延損害金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p>【結果】 滞納繰越分返納金の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができると、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われない。 また、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 なお、有限会社IIについては、他自治体にも同様の滞納債権があり、遅延損害金の請求に際しては、他自治体での遅延損害金の取り扱いにも留意するとともに、利用者が本来受けられる介護保険サービスが受けられない等の不利益が生ずることがないように、十分に精査した上で適切な対応をされたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	高齢者支援課 (監査実施時: 介護保険課)	保健福 祉部	281
【債権番 号:313】 13. 学校 給食費に 係る賄材 料収入に 係る未収 債権につ いて	① 学校 給食セン ターにお ける賄材 料収入の 債権管理 (卒業生 等対象)に ついて	指摘	<p>【現状・問題点】 学校給食センターが管理・把握している卒業生等の賄材料収入に係る未収債権のうち、時効の援用を債務者が主張すれば、債権が消滅する可能性のある債権がある。 債権管理条例の制定前には、債権放棄を行うに当たり議会の議決が必要であったが、学校給食センターは債権放棄を市議会にかけた前例がなかったこと及び安易に債権を放棄することなく催告を続けていくという方針で取り組んでいたため、会計上も不納欠損処理を行わずに、収入未済額として未収債権が計上された状態が継続していると説明している。 しかし、学校給食センターは、これまで債務者から債務承認を得ておらず、時効期間を経過している債権については、債務者が時効の援用を主張した場合には、時効が成立し納付が見込めない。</p> <p>【結果】 学校給食センターが管理・把握する未収債権のうち、時効期間を経過していない債権と時効期間を経過していると考えられる債権とを区別し、後者については、時効の中断に該当する事由(交渉記録等上のメモ等)があるかどうかの精査を行い、2年の時効期間の経過が結果として認められるものについては、柏市債権管理条例第8条第1号等を根拠として、債権を放棄し、会計上も不納欠損処理を行われない。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い対応を決定します。	検討中	学校給食セン ター	学校教 育部	287
	ウ. 所在不 明の債務 者に係る 債権の 不納欠損 処理につ いて	指摘	<p>【現状・問題点】 平成15年度及び平成16年度発生債権のうち未回収となっている債務者の1件、合計83,510円の未収債権については、債権管理室に調査を依頼した結果、平成27年7月には所在不明等であることが分かった。しかし、この滞納債権は不納欠損処理等の適切な処理が行われていない。柏市債権管理条例は、平成28年4月に施行されているが、学校給食センターが債権管理室から現況報告を受けた時点は、当該条例の施行後であったことから、この1件については、同条例に基づき適切に不納欠損処理を行う必要があったものとする。</p> <p>【結果】 柏市債権管理条例の施行前であったとした場合、当該1件の未収債権については、議会に債権放棄の個別議案を提出して、債権放棄の手続きを進める必要があったものと考えられる。一方、柏市債権管理条例(平成28年4月施行)が施行されている現在では、同条例第8条第1項の規定を踏まえ、債権放棄手続を速やかに進められたい。</p>	債権管理室の調査から時間が経過しているため、再度現地調査を行なうなどの確認作業を行い、30年度末までに債権放棄手続を終えることとします。	検討中	学校給食セン ター	学校教 育部	289

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項(検討中のもの)

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対 応状況の 区分	所管課	部局	報告 書 ページ
【債権番号:313】 13. 学校給食費に係る賄材料収入に係る未収債権について	② 沼南地域における小中学校での賄材料収入の債権管理(在校生対象)について	イ. 交渉記録の様式内容について	<p>【現状・問題点】 学校給食センターは平成26年9月1日付けで「給食費未納者との折衝記録の保存について」の文書を各小中学校に対して配付している。その文書には、給食費未納の保護者との折衝経過等について必ず記録を残すことの徹底が要請されているが、各小中学校において交渉記録は適切に整備されていない可能性が高い。 賄材料収入を過去に滞納した卒業生等の債権を所管する学校給食センターでは、個人別の債権管理台帳である「過年度未納台帳(個人別台帳)」に詳細な交渉記録が整備されている。当該台帳の様式を使用し管理様式の形式的な統一を図り、未収債権の少額訴訟の際の証拠の提示に際して、容易に明示することができるよう整備する必要がある。</p> <p>【結果】 学校給食センターの「過年度未納台帳(個人別台帳)」等の記載事例を参考にして、各小中学校における交渉記録の様式を定められたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	各学校 学校給食センター	学校教育 部	297
	③ 柏地域を中心とする小中学校での賄材料収入の債権管理(在校生対象)について	イ. 交渉記録の様式内容について	<p>【現状・問題点】 柏地域を中心とする小中学校の賄材料費の滞納管理の中では、統一的な交渉記録の記載方法は存在しない。しかし、その交渉記録は最終的に法的措置に訴える場合に重要な証拠として取り扱われるものであるため、各学校においては交渉記録の様式の不備や記録内容の質には十分留意しなければならないものと考えられる。</p> <p>【結果】 学校給食センターの「過年度未納台帳(個人別台帳)」及び柏市債権管理条例施行規則第2条の記載事例を参考にして、柏地域を中心とする各小中学校においても、交渉記録の様式を定められたい。なお、交渉記録に係る統一的な様式について、各学校で定めることが難しい場合、学校給食を所管する学校保健課等が支援し、協力してその様式の統一した策定を図られるよう要望する。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘及び意見であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	各学校 学校保健課	学校教育 部	301
【債権番号:314】 14. 母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権について	① 違約金について	ア. 違約金(遅延損害金)債権の事後調定について	<p>【現状・問題点】 違約金(遅延損害金)については、母子父子寡婦福祉資金システム上で自動計算され、滞納している償還金が納付されるまでは金額が確定しないが、滞納している償還金が納付された場合はその時点で違約金が確定し、違約金を当該滞納者に請求することとなる。しかし、財務会計上の調定行為は、その請求時点では行われておらず、違約金が納付されたことを確認してから調定行為が行われている(事後調定)。 一方、収入の調定は事前の調定が原則である。そして、柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから違約金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号)したがって、滞納していた母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金が納付されたときに、違約金の納入の通知を発する際に、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定行為の原則に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納債権が納付された場合の違約金については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われたい。 違約金の調定時期に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、違約金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定違約金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものと考えられる。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	子ども福祉課	子ども部	310
	③ 履行延期の審査について	指摘	<p>【現状・問題点】 履行延期の特約等に付する条件として、債務者又は保証人に対し、その債務又は資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査することなどが求められるが、柏市母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領において、償還計画確約書を徴することは努力義務となっていることから、実際は徴求していないことが多かった。 子ども福祉課では、生活困窮の状況にあると考えられる債務者に対する配慮等から債務者の資力の調査を必ずしも十分に行われておらず、積極的な情報収集を行っていない状況であった。</p> <p>【結果】 監査実施の過程で、子ども福祉課は、「償還計画確約書」に添付する資料として「収支状況調査票」を導入した(平成30年1月使用開始)。これによって、履行延期の審査に先立って、債務者の資力を調査するための仕組みが整備されたところである。 今後は、履行延期の申請を受ける場合に、当該仕組みの適切な運用を徹底することにより、履行延期の審査の実効性を確保されたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	子ども福祉課	子ども部	314
【債権番号:315】 15. 柏市育英資金貸付金に係る未収債権について	② 遅延損害金の徴収について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市育英資金貸付金の債務者のうち、履行期限までに返済を行わなかった債務者に対して遅延損害金の請求を行っていない。柏市育英基金条例には、遅延損害金の定めはないものの、柏市育英資金貸付金は私債権であり、民法第404条、同第415条、同第419条により、約定がない場合でも、年5分の割合による遅延損害金が自動的に発生する。</p> <p>【結果】 2名の債務者については、貸付金元本の返済は完了しているものの、貸付金元本の返済の際に当初の履行期限を経過していることから、遅延損害金が発生し、かつ確定している。したがって、本来であれば2名の債務者に対して、遅延損害金を計算の上で、請求する必要がある。 しかし、確定延滞金の調定行為及び請求については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものと考えられる。 この見解を参考にして、所管課としての責任を踏まえた判断を行われたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に関係する指摘であるため、今後関係各課と検討・調整を行い、対応を決定します。	検討中	学校教育課	学校教育 部	318